

「外国人児童生徒等に対する日本語指導についての調査」（中間報告）

2021年1月



認定NPO法人

多文化共生センター東京

Multicultural Center TOKYO

目 次

はじめに	2
1. 調査の概要	4
2. 調査結果	
(1) 外国籍児童生徒等の在籍状況	4
(2) 日本語が十分ではない児童生徒の受入れについて	4
(3) 日本語指導が必要な児童生徒等	7
(4) 特別の教育課程について	9
(5) 特別の教育課程以外の日本語指導	9
(6) 非常勤指導員について	9
(7) 日本語指導に関する課題等（自由記述）	11
3. 回答一覧表	
表3 日本語指導の状況（1）	14
日本語指導の状況（2）	17
表4 非常勤指導員の状況（1）	20
非常勤指導員の状況（2）	25
非常勤指導員の状況（3）	30
むすびにかえて	35
<参考資料> 調査票	36

はじめに

多文化共生センター東京は、2001年に「国籍、言語、文化の違いをお互いに尊重する多文化共生社会を目指す」という理念のもとに設立され、特に外国にルーツをもつ子どもの学習権の保障と教育機会の拡大を目指して、下記の活動を行っている。

■たぶんかフリースクール [荒川本校]2005年～、[杉並校]2011年～（新宿校として開校し2017年に杉並区移転後に杉並校と改称）

制度の狭間にあつて日本の中学校に入ることができない外国にルーツを持つ子ども（15歳以上の者と母国で中学課程を修了した者）や義務教育年齢でも学校にすぐに編入ができない子どもに対し、毎日通学し日本語や教科学習ができる学びの場や居場所を提供し学校や高校進学につなげる。

■ハートフル日本語適応指導（荒川区教育委員会委託事業）2008年～

海外から荒川区内の小中学校に編入学したばかりで、まだ日本語が不十分な児童・生徒に対し、学校生活に適応できるよう初期日本語指導を行う。

■土曜学習支援教室（子どもプロジェクト）2001年～（親子日本語クラス）2009年～

小・中学校に通う外国にルーツを持つ子どもたちに対し、日本語や教科の勉強ができる学びの場および居場所づくりを行う。

■教育相談 2001年～

来日して学びの場を求める子どもたちと家族に対し、学校や進学についての情報や生活への適応を含め教育相談を行う。

■東京都教育委員会との協働による高校支援事業 2020年～

日本語指導を必要とする生徒への支援として、多文化共生スクールコーディネーターを派遣し、高校と連携して外国にルーツを持つ高校生の持つさまざまな課題に対し適切な支援を行う。

これまで支援した子どもは1,155人以上（2020年3月末現在）、そのルーツは中国、フィリピン、ネパール、タイ、エチオピア、ベトナムなど約30か国・地域に及んでいるが、外国ルーツの子どもの教育支援における課題の1つは日本語学習である。

当団体は、20年前の2001年12月から2002年1月にかけて、東京23区の外国にルーツを持つ子どもたちの実態把握のため、各区教育委員会に日本語指導についての調査を行った。その結果、自治体によって、支援の状況がかなり異なっていることが明らかになった¹。すなわち、子どもの居住地域によって、受けられる日本語指導に違いが存在するということである。このような不平等は、子ども一人ひとりの教育達成や進路、将

¹ 多文化共生センター東京（2002年）『東京都23区の公立学校における外国籍児童・生徒の教育の実態調査報告 2001年(Vol.2)』。

来に大きな影響をもたらしてきたと考えられる。

さて、この 20 年近くの間、公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は、2 倍以上に増加しているが、果たして、日本語指導体制は改善されたのであろうか。自治体格差は解消しているのであろうか——。本プロジェクトは、このような問題意識から出発している。

以下では、議員からの調査依頼を受けてさいたま市議会議会局が実施した「外国人児童生徒等に対する日本語指導についての調査」の結果をもとに、各自治体における日本語指導の現状を把握しているが、行政からの一方的な回答のみでは、実態を正確に把握するには不十分ともいえよう。

当団体は、設立以来、日本全国、また海外から来日しようとしている人から教育相談を受けているが、教育相談の多くは学校教育に関する相談である。特に、日本語が十分でない状況で来日した児童生徒に対する日本語学習や受入れの対応については、切実な相談が多い。そこで、調査結果と関連する内容について、教育支援活動の現場からの視点や、保護者や児童生徒からの声を囲み表記で付記することで、調査結果からは見えてこない課題を伝えることとした。

調査プロジェクト： 加藤 千秋 鈴木 江理子 栢木 典子 福田 和久

1. 調査の概要

調査結果の概要は以下のとおりである。

- a) 調査名：外国人児童生徒等に対する日本語指導についての調査
- b) 目的：在留外国人の増加を背景に、日本語指導が必要な児童生徒が増えている。よりよい日本語指導の方法を検討するために、まずは各自治体における日本語指導の実態を把握することを目的とする。
- c) 実施主体：さいたま市議会議会局
- d) アンケート実施期間：2018年4月23日～5月10日
- e) 調査対象：政令指定都市、東京23区の計43自治体
- f) 回収：43自治体、うち有効回答43自治体（有効回収率100%）
- g) 分析協力：認定NPO法人多文化共生センター東京

2. 調査結果

(1) 外国籍児童生徒等の在籍状況

最初に、各自治体における外国人児童生徒等に関する基本的な情報(2017年5月1日現在)をたずねた。

公立小学校に占める外国人児童在籍校数の割合をみると、100%の自治体が、41自治体(2自治体は不明)中8自治体、5割を超えている自治体が36自治体。最も少ない自治体でも16.7%(新潟市)である²。

公立小学校児童数に占める外国籍児童の割合をみると、新宿区が最も高く4.8%、次いで荒川区が4.4%。2.0%以上の自治体は43自治体中13自治体である。

公立中学校に占める外国人生徒在籍校数の割合をみると、100%の自治体が、41自治体(2自治体は不明)中14自治体、5割を超えている自治体が36自治体。最も少ない自治体でも23.8%(仙台市)。なお、小学校で外国人児童数在籍校数の割合が最も少なかった新潟市は、中学校では54.4%と高くなっている(この理由は不明である)。

公立小学校に占める外国籍児童の割合をみると、新宿区が最も高く6.0%、次いで港区4.7%、豊島区4.2%。2.0%以上の自治体は43自治体中12自治体である。

(2) 日本語が十分ではない児童生徒の受入れについて

1) 学齢よりも下学年での受入れ

日本語が十分ではない児童生徒の受入れについて、48自治体中38自治体が下学年での受入れありと回答している。

² 以下(1)～(6)の各自治体からの回答は「3. 回答一覧表」を参照されたい。

多文化共生センター東京の視点

日本語が十分でないため、下学年での受入れを求める保護者の声が多くあったが、学齢主義のため、子どもたちの多くは、同年齢の学年へ編入することを求められてきた。しかし、本調査で 38 自治体が、下学年の受入れを実施していることがわかった。受入れ側の都合でなく、児童生徒や保護者と十分に協議をしての受入れであってほしい。

2) 受入れ予定校の日本語指導体制が十分でない場合の対応

受入れ予定校の日本語指導体制が十分でない場合には、43 自治体中 32 自治体（74.4%）が、学校の日本語支援体制が十分でなくても受け入れると回答している（表 1）。

その他としては、「受入れ校での日常の指導支援に加え、拠点校における指導支援を行っている」（福岡市）、「当該校での受入れと同時に、教育委員会から日本語初期指導として指導員を配置し支援している」（新宿区）、「集中的な初期指導が必要な児童生徒に対し、在籍校へ指導者を派遣し、年間 80 時間を上限とした派遣型日本語指導を実施。初期指導終了後の児童生徒のうち希望者には小・中通算 2 年間で上限とする通級型日本語学級にて日本語指導を実施」（大田区）。「日本語ができない子の受入を拒むことはできないが、子の学校での生活を考慮し全く日本語ができない子には習得を促している」（練馬区）という記述があった。

表 1 日本語指導体制が十分でないとき場合の対応

十分でなくとも受入れ	教育委員会と協議し、体制を整えて受入れ	日本語がある程度できるようになって受入れ	今までそのようなケースはない	その他	無回答
32 (74.4%)	3 (7.0%)	1 (2.3%)	2 (4.7%)	4 (9.3%)	1 (2.3%)

<十分でなくても受入れ>

十分でなくても受け入れるが、32自治体（74.4%）と約7割を占めている。これは、「義務教育について、外国籍児童生徒が希望すれば日本人と同等の教育を受けることについては、拒まない」という文部科学省の見解に従っての受入れと考えられる。教育機会の保障という点では、学校教育にすぐに繋がってはいるが、十分な体制がないということは、日本語が不十分なままクラス内で放置されているか、担任教師等の献身的努力に任せられていると考えられる。不登校となった児童生徒について、別な形での学びの場を見つけたいとして、学校から相談を受けることもある。受入れ後の児童生徒の状況についての実態調査が必要であるとする。

＝教育相談での保護者、児童生徒からの声＝

- ・学校に入れたが、授業がわからないまま座っている。どうしたらいいのだろう。
- ・ボランティアによる学習教室を探している。
- ・教科書の漢字が読めない、ノートに板書を書くのに時間がかかってしまう。
- ・学校生活のルールがわからない、説明もわからない。
- ・先生が放課後、勉強の時間をとってくれている。
- ・授業がわからないまま、卒業を迎えてしまった。もう一度日本語を勉強してから進学したい。
- ・授業がわからないので、学校に行けない。フリースクールでレベルに合った学習をしたい。

<教育委員会と協議し、体制を整えて受入れ>

<日本語がある程度できるようになって受入れ>

「体制を整えて受入れ」と「日本語がある程度できるようになって受入れ」の場合、当該児童生徒は、どちらも自宅待機となり、同世代の子どもや地域との交流がない孤立した環境に置かれてしまう。待機状態のときに、日本語指導のできる地域の学習機関を探し続けたが、年齢にあった学習のできる場を見つけれないという声も少なくない。また、日本語ができるようになってから編入という場合、どのくらいできるようになったら受け入れてくれるのかわからないという不安が多く保護者の声である。

＝教育相談での保護者、児童生徒からの声＝

- ・教育委員会から日本語が十分でないため「もう少しできるようになって来てほしい」と言われたが、どのくらいできるようになったら許可されるのかわからない。
- ・学校から「ひらがな、カタカナの読み書きをできるようにして、2週間後に来るようにして下さい」と資料を渡された。
- ・民間の日本語学習の場を紹介されて、日本語学校に行った。入学金、授業料を支払わなければならなかった。年齢が上の留学生のような人と一緒に勉強することになり、子どもには合っていなかった。編入前の子どものための日本語指導をしてくれるプレスクールの場所を探している。

(3) 日本語指導が必要な児童生徒等

1) 小学校

外国人児童数のうち日本語指導が必要な外国人児童数の占める割合は、渋谷区（100%）³、浜松市（74.1%）、相模原市（72.1%）、名古屋市（58.6%）、仙台市（57.6%）、堺市（51.8%）と、36自治体中（7自治体不明）5自治体で5割を超えている。うち、日本語指導を受けている外国人児童数の割合は、14自治体で100%である一方で、5割に満たない自治体が36自治体中（7自治体不明）7自治体もある。

日本語指導が必要な日本人児童数と、指導を受けている日本人児童数の回答があった26自治体（残りの17自治体不明）のうち、9自治体では指導を受けている割合が100%である。

2) 中学校

外国人生徒数のうち日本語指導が必要な外国人児童数の占める割合は、千葉市（61.2%）、浜松市（57.3%）、堺市（54.0%）荒川区（53.7%）、名古屋市（50.3%）と、35自治体中（8自治体不明）5自治体で5割を超えている。うち、日本語指導を受けている外国人生徒数の割合は、15自治体で100%である一方で、5割に満たない自治体が35自治体中（8自治体不明）4自治体もある⁴。

日本語指導が必要な外国人生徒数と、指導を受けている外国人生徒数の回答があった26自治体（残りの17自治体不明）のうち、10自治体では指導を受けている割合が100%である。

3) 母語

日本語指導が必要な児童生徒の母語をみると、小学校では、34自治体で中国語が第1位を占めており、他にフィリピン語（2自治体）、韓国・朝鮮語（1自治体）、ポルトガル語（1自治体）、英語（1自治体）となっている。5位までに挙げられた母語は、上記以外に、ベトナム語、ネパール語、インド語、マレー語、日本語、インドネシア語、エチオピア語、スペイン語、カンボジア語、タイ語、ベンガル語、フランス語、ウルドゥ語、コンゴ語、モンゴル語、ミャンマー語、ルーマニア語（順不同）と、多様な言語が挙げられている。

中学校でも、中国語が第1位の自治体が30自治体と多く、他に韓国・朝鮮語（2自治体）、ベトナム語（2自治体）、ネパール語（2自治体）、フィリピン語（1自治体）、ポルトガル語（1自治体）、スペイン語（1自治体）となっている。小学校同様に、日本語指導が必要な生徒の母語は、地域によって多様であった。

なお、日本語指導は日本語のみで行うため、母語を把握していないなど母語が不明の自治体が4自治体あった。

4) 児童生徒1人当たりの年間指導時間

児童生徒1人当たりの年間指導時間（上限）は、表2のとおりで、小中学校とも、自治体によって25時間から294時間と差が大きい。その他の回答としては、「個別対応」（静岡市）、「上限時間ではなく、日本語能力の測定結果により終了の判断を行う」（福岡市）、「実態に応じて設定」（熊本市）などである。

³ 回答ミスではないかと再確認したが、100.0%という回答であった。

⁴ 回答では、荒川区は日本語指導が必要な外国人児童57人中15人（26.3%）、外国人生徒65人中4人（6.2%）しか日本語指導を受けていないと回答している。日本語指導の対象者にNPOに支援を委託している子どもの数が含まれていない可能性が高い。

表 2 児童生徒 1 人当たりの年間指導時間（上限）

	25～49 時間	50～99時 間	100～199 時間	200～299 時間	定めなし	その他	無回答
小学校	3 (7.0%)	9 (20.9%)	9 (20.9%)	6 (14.0%)	3 (7.0%)	7 (16.3%)	6 (14.0%)
中学校	2 (4.7%)	10 (23.3%)	9 (20.9%)	6 (14.0%)	3 (7.0%)	7 (16.3%)	6 (14.0%)

多文化共生センター東京の視点

児童生徒 1 人当たりの年間指導時間数の上限が、25 時間から 294 時間と、自治体によってかなりの差がある。公教育の場でのこのような不平等が、児童生徒のその後の学校生活に与える影響は大きいと思われる。

実際に学校から「日本語がわかるようになってから来て欲しい」と言われ「どこで、どうしたら良いのか」という相談や「どの市、どの区に住めば日本語のサポートを多く受けられるのか」という問い合わせもあり、転居をしたというケースもあった。

当団体では、荒川区の中学生への初期日本語指導を行っている。生徒は、午前中 3 時間、週 4 日、2～3 か月集中して 144 時間程度の日本語指導を受けることができる。その後、希望者は 72 時間程度補充指導が受けられる。年間で約 210 時間の指導を受けられるが、それでも初級文法の途中までの学習で終了し、教科の学習用語を理解するには、多くの困難がある。

また、「たぶんかフリースクール」では、週 4 日、1 日 3 時間、日本語指導を行っている。

ひらがな・カタカナを初めて学習する場合は、サバイバル的な会話を含め 1 日 5 時間の日本語学習を約 3 週間（約 60 時間）実施し、文字、自己紹介、指示の理解、数字、月日、身体の調子や欠席の伝え方等を学んでいる。そのうち、ひらがな・カタカナの文字指導にかかる時間は約 30 時間である。

もし、年間指導時間が 25 時間のみとすると、日本語ゼロベースの学習者は、ほぼ文字習得レベルで終了するということになる。文字を覚えただけで、先生やクラスメートとの会話を理解したり、教科書を読み、内容を理解したりすることは難しい。在籍学級の授業に参加できるまでには相当なハードルがある。

さらに非漢字圏の児童生徒にとっては、新たな文字として漢字を学習することが必要になり、小学校や中学校に編入する場合、わからない文字が書かれている黒板を眺めるようなことになっている。日本語も漢字学習も継続して指導する必要がある。

時間数については、集中した指導なのか、週 1 回や月数回の指導なのかについても、実態把握が必要である。

週 1 回だとしたら学習したことを忘れてしまい、定着するのは困難である。「来日直後など一定期間に集中して授業を行うことは有効だ」と言われており、単に時間数だけの問題でもない。

日本のどこに住んでも、すべての児童生徒が等しく集中的な初期指導、教科学習のための日本語指導を受け、学力を伸ばしていけるような体制を望みたい。

(4) 特別の教育課程について

2014年度より導入された特別の教育課程については、小学校では25自治体（3自治体は無回答）、中学校では26自治体（3自治体は無回答）で導入されている。なお、横浜市は、対象の児童生徒が在籍するすべての小中学校に設置している。

(5) 特別の教育課程以外の日本語指導

日本語学級については、小学校では16自治体（2自治体は無回答）、中学校では13自治体（2自治体は無回答）で設置されている。

自治体独自の日本語指導の方法については、非常勤指導員以外の取組みとして、以下のような取組みが行われている。

- ・ 市教育センターによる日本語教室。通級による指導で、およそ週2回（1回60分程度）、個人またはグループで学習する。（札幌市）
- ・ 「帰国・外国人児童生徒教育支援事業」により、ボランティアによる指導協力者を派遣している。（札幌市）
- ・ すみだ国際学習センターを設立し、区立中学校在籍生徒と拠点校（錦糸小学校）在籍児童への日本語初期指導を行っている。（墨田区）
- ・ NPOとの協働事業により、在日外国人子女に対する学習、日本語支援事業を実施している（2018年度～）。（江東区）
- ・ にほんごステップアップ教室（来日直後の児童・生徒を対象に、区総合教育センター内で原則4ヵ月間の基本的な日本語指導を行う）。（葛飾区）
- ・ 「日本語のあゆみ」という指導資料を作成し活用。（川崎市）
- ・ NPO法人と連携した委託事業を行っており、集住地域の児童生徒の放課後や長期休業中の学習補助を含めた、支援をお願いしている。（神戸市）

(6) 非常勤指導員について

1自治体（渋谷区）を除いて、非常勤指導員の制度を有している。うち9自治体（荒川区、江戸川区、大田区、品川区、新宿区、世田谷区、台東区、中央区、中野区）がNPOや民間業者等に委託しており、1自治体（江東区）は、一部を委託している。

また、職務内容に応じて、複数の非常勤指導員制度をもっている自治体もある。

1) 指導員の要否の判断

指導員の要否の判断は、校長や教育委員会が多いが、指導員と保護者との話し合い、保護者からの要望、保護者や児童生徒との面談によって判断している自治体もある。

2) 職務内容

職務内容としては、取り出し授業としては、児童生徒への日本語指導、日本の習慣の教示、教科指導が、一斉授業内では、授業通訳が多くなっている。また、保護者への連絡、家庭訪問や面談等での通訳、翻訳などを指導員が行っている自治体もある。

6自治体（川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、神戸市、新宿区）では、指導員による母語

指導も行われている。

3) 指導員の待遇

指導員の待遇は、自治体の財政状況や指導を必要としている児童生徒数等の違いを反映して、自治体によって、また同一自治体内でも、指導員の制度によって異なっている。

勤務時間に関しては、1日〇時間、週〇日、年間〇日（回）等、上限が設定されているところが多い。

契約については、年度単位での更新が多いが、登録制など契約期間を定めていない自治体もある。

報酬については、交通費相当の謝金（1単位時間）という自治体から、報酬の支払い補基準として、1回当たり、時間給、1日当たり、月当たり等、自治体によってさまざまである。

4) 指導員の契約にあたっての要件等

指導員の資格・要件等について、日本語支援の指導員の場合には、日本語指導の経験、日本語教育能力検定試験合格、日本語教師養成講座の受講などを要件としている自治体が多い。また、教員免許を要件としている自治体もある。

5) 指導員の募集方法等

指導員の準備態勢としては、登録制で常時準備している自治体が多いが、必要に応じて募集するところもある。

募集方法としては、公募（広報誌やHP、ハローワーク等）が一般的であるが、大学や国際協会等からの推薦で選んでいる自治体もある。

6) 指導員に対する研修等

指導員に対する研修や情報交換会等を実施している自治体もあるが、特段何もしていない自治体もある。

(7) 日本語指導に関する課題等（自由記述）

<日本語指導の充実>

- ・ 日本語の支援を必要とする児童生徒が在籍する各学校における、一人ひとりに応じた特別な教育課程の編成及び実施が課題である。（札幌市）
- ・ 各校における日本語の支援を必要とする児童生徒に対する指導力の向上及び教職員、指導協力者、市教委との協力体制の充実。（札幌市）
- ・ より効果的な日本語指導等、帰国児童生徒・外国人児童生徒等への支援体制の構築についての研究。（さいたま市）

<制度上の課題>

- ・ 年度途中の要請が多く、配当できない場合がある。（新潟市）
- ・ 講師登録数はあるものの、講師と学校とのマッチングがうまくいっていない（活動校と講師の活動日程に折り合いがつかない、活動校に対して講師の居住地が遠い など）。（練馬区）
- ・ 通訳派遣制度の整備。（墨田区）
- ・ 通級教室の通級可能エリア外の生徒への対応が課題である。（千葉市）
- ・ 日本語指導教室に通えない子どもたちへの支援の強化。（静岡市）
- ・ 日本語指導センター校が小・中 1 校ずつで、通級・派遣指導を行っているため、センター校から離れた場所にある学校の児童生徒は、通級指導等ができない。（熊本市）
- ・ 特別の教育課程導入に向けた制度設計。（墨田区）
- ・ 日本語指導を必要としている幼児児童生徒が、本市全域に散在している状況のなか、指導を必要とする児童生徒に「特別の教育課程」を受けられるよりよい体制整備をしていくことが課題。（堺市）
- ・ 学校では、3 年で支援が終わってしまうので、来日 3 年以上の児童生徒や保護者に対し、非常勤指導員の事業は、大変役に立っている。しかしながら、回数が不足していることや、サポーターを確保していくことがこれからの課題である。（神戸市）
- ・ 現在は、学校からの要請に応じて円滑に運営されている。特に中学 3 年生の三者面談等の保護者対応は卒業後の進路決定の調整もあり初期対応以外に柔軟に対応していく必要がある。このため学校側との緊密な連絡を進めている。（豊島区）

多文化共生センター東京の視点

<制度上の課題>

多くの自治体が、日本語指導の充実に努力を始めているが、外国にルーツをもつ児童生徒の急増と共に、居住地域も日本全国の広範な地域に広がっている。日本語指導を必要としている児童生徒について、課題を抱えている自治体は多い。居住場所によっては、対応ができず、十分な指導が受けられていない児童生徒も多くいる。十分な学力をつける機会が得られず、その先の進路への影響も大きい。

＝教育相談での保護者、児童生徒、受入れの学校からの声＝

- ・通学している学校には、日本語指導教室がなく、小学生なので保護者による送迎が必要と言われた。仕事に影響が出て困っている。引っ越しも考えている。
- ・中学校3年の後半の編入については、受入れが難しい。夜間中学へと言われた。
- ・外国籍児童を受入れたことがないので、どのような指導をしたらよいか、困っている。どんな教材があるでしょうか？

<指導を必要とする児童生徒の増加への対応>

- ・指導を必要とする児童生徒が増えつつある。(千葉市)
- ・日本語指導を必要とする児童・生徒の増加。(北区)
- ・日本語指導が必要な児童生徒数が多く、支援者が不足している。(浜松市)
- ・日本語指導が必要な児童生徒数の増加、散在化により、日本語指導担当教員の巡回負担が大きくなると共に、指導期間や指導時数の確保が厳しい状況となっている。日本語指導担当教員の確保と更なる指導力の向上をめざす。(京都市)
- ・年々帰国・外国人児童生徒が増加しているが、指導員は予算面からも不足している状態である。(北九州市)
- ・日本語の指導が必要な児童生徒の急増による予算の問題。(川崎市)

<来日直後の児童生徒への対応>

- ・来日後、各学校に編入する前に、日本の学校のことや基本的な日本語を学べるようなプレスクールのような施策ができないか。(相模原市)
- ・就学時に全く日本語が話せない児童・生徒への初期支援。(板橋市)

<教員等の課題>

- ・教職員への理解啓発。(墨田区)
- ・専門性の高い指導力のある教員が少ない。(板橋区)
- ・日本語指導ができる教員の育成。(葛飾区)
- ・登録の少ない(もしくはない)国の日本語指導員の人材確保。(葛飾区)

<母語等の多様化への対応>

- ・100か国以上につながる約9,000人の児童生徒が学校に在籍しており、国の基準に基

づく教職員配置では、様々な背景を持って来日する児童生徒や保護者への対応を十分に行うことが困難な状況にある。(横浜市)

- ・ 多言語化に対応する必要がある。(千葉市)
- ・ 多言語への対応、個々のレベル差への対応、発達障がいとの区別が難しい点等が課題である。(大田区)
- ・ バイリンガル支援者の確保が難しい。多国籍化する児童生徒に対応できない。(浜松市)
- ・ 児童生徒の母語の多様化への対応。(岡山市)

<その他>

- ・ 日本語指導担当教員加配校(小学校3校、中学校1校)を設置している。小学校1校では、日本語国際学級として区内の小学校からの通級児童を受け入れており、その他に、日本語指導が必要な児童・生徒が多い学校(小学校2校、中学校1校)には、日本語指導加配が配置されている。(目黒区)

3. 回答一覧表

表3 日本語指導の状況(1-1)

	日本語指導が必要な児童生徒(小学校と中学校)									
	外国人児童数 (うち指導を受けている数)		日本人児童数 (うち指導を受けている数)		児童1人当たりの 年間指導時間 (上限)	外国人生徒数 (うち指導を受けている数)		日本人生徒数 (うち指導を受けている数)		生徒1人当たりの 年間指導時間 (上限)
札幌市	37人	(36人)	18人	(9人)	規定なし	11人	(10人)	3人	(1人)	規定なし
仙台市	77人	(77人)		—	280時間	17人	(17人)		—	280時間
千葉市	303人	(260人)		—	70時間程度	131人	(117人)		—	70時間程度
さいたま市	133人	(98人)	45人	(32人)	140時間	42人	(29人)	10人	(7人)	140時間
川崎市	226人	(226人)	109人	(109人)	144時間	88人	(88人)	28人	(28人)	144時間
横浜市	1050人	(618人)	532人	(282人)	規定なし	378人	(202人)	120人	(42人)	規定なし
相模原市	274人	(87人)		—	週1回(2コマ)の指導を1年、状況に応じて半年の延長可	58人	(55人)		—	週1回(2コマ)の指導を1年、状況に応じて半年の延長可
新潟市	32人	(17人)	15人	(8人)	50時間	19人	(12人)	14人	(9人)	50時間
静岡市	32人	(32人)	22人	(22人)	個別対応	18人	(18人)	6人	(6人)	個別対応
浜松市	778人	(692人)	165人	(130人)	280時間	295人	(245人)	52人	(50人)	280時間
名古屋市	1113人		518人	(9人)	精査中または不明	364人	(9999人)	134人	(9999人)	精査中または不明
京都市	118人	(100人)	90人	(67人)	134時間	47人	(42人)	27人	(24人)	134時間
大阪市	281人	(125人)	133人	(67人)	25時間	166人	(125人)	54人	(23人)	25時間
堺市	184人	(184人)	31人	(31人)	280時間	74人	(74人)	11人	(11人)	280時間
神戸市	217人	(172人)	69人	(49人)	112時間	110人	(45人)	19人	(14人)	112時間
岡山市	42人	(29人)	22人	(11人)	140時間	8人	(5人)	2人	(2人)	140時間
広島市	52人	(52人)	3人	(3人)	小学校1年生から中学校第3学年の卒業時まで120回程度(1回の派遣について小学校1.5時間、中学校2時間)の派遣とする	31人	(31人)	0人	(0人)	小学校1年生から中学校第3学年の卒業時まで120回程度(1回の派遣について小学校1.5時間、中学校2時間)の派遣とする
北九州市	29人	(29人)	20人	(20人)	—	12人	(12人)	5人	(5人)	—

表3 日本語指導の状況(1-2)

	日本語指導が必要な児童生徒(小学校と中学校)									
	外国人児童数 (うち指導を受けている数)		日本人児童数 (うち指導を受けている数)		児童1人当たりの 年間指導時間 (上限)	外国人生徒数 (うち指導を受けている数)		日本人生徒数 (うち指導を受けている数)		生徒1人当たりの 年間指導時間 (上限)
福岡市	128人	(115人)	58人	(52人)	上限時間ではなく日本語能力の測定結果により終了の判断を行う	46人	(41人)	13人	(10人)	上限時間ではなく日本語能力の測定結果により終了の判断を行う
熊本市	30人	(29人)	2人	(2人)	実態に応じて設定	12人	(11人)	4人	(4人)	実態に応じて設定
足立区	50人	(48人)		-	96時間	21人	(21人)		-	144時間
荒川区	57人	(15人)	0人	(0人)	144時間	65人	(4人)	0人	(0人)	168時間
板橋区	114人	(52人)		(48人)	120時間	43人	(22人)		(32人)	120時間
江戸川区	9999人	(37人)		(66人)	不明		(66人)		(20人)	不明
大田区	9999人	(55人)		(17人)	小中通算2年間で最大80時間程度		(45人)	9999人	(5人)	小中通算2年間で最大80時間程度
葛飾区	54人	(40人)	13人	(11人)	日本語派遣32時間 日本語基礎指導192時間 日本語指導70時間	63人	(50人)	6人	(4人)	日本語派遣32時間 日本語基礎指導192時間 日本語指導70時間
北区	93人	(93人)		-	不明	58人	(58人)		-	不明
江東区	127人	(120人)		-	36時間	64人	(46人)		-	54時間
品川区	39人	(39人)	0人	(0人)	-	10人	(10人)	0人	(0人)	-
渋谷区	67人	(67人)	69人	(69人)	-	9人	(8人)	9人	(8人)	-
新宿区	113人	(113人)	42人	(42人)	100時間	40人	(40人)	5人	(5人)	100時間
杉並区		(42人)		-	原則80時間		(10人)	9999人	(9999人)	原則80時間
墨田区	64人	(64人)		-	280時間	28人	(28人)	9999人	(9999人)	280時間
世田谷区		(25人)		(1人)	50時間		(1人)	9999人	(2人)	106時間
台東区	64人	(57人)	0人	(0人)	64時間	23人	(11人)	0人	(0人)	64時間
中央区	19人	(9人)	0人	(0人)	60時間	3人	(3人)	0人	(0人)	60時間

表3 日本語指導の状況(1-3)

	日本語指導が必要な児童生徒(小学校と中学校)									
	外国人児童数 (うち指導を受けている数)		日本人児童数 (うち指導を受けている数)		児童1人当たりの 年間指導時間 (上限)	外国人生徒数 (うち指導を受けている数)		日本人生徒数 (うち指導を受けている数)		生徒1人当たりの 年間指導時間 (上限)
千代田区	7人	(7人)	10人	(10人)	100時間	4人	(4人)	4人	(4人)	100時間
豊島区	56人	(56人)		—	32時間	30人	(30人)		—	32時間
中野区	18人	(6人)		—	60時間	18人	(6人)		—	60時間
練馬区		(77人)		(15人)	80時間 (年間ではなく在籍中 における上限時間。また、 必要と判断されれば中学生 においては40時間の延長が 可能)		(31人)		(14人)	80時間 (年間ではなく在籍中 における上限時間。また、 必要と判断されれば中学生 においては40時間の延長が 可能)
文京区	24人	(24人)	0人	(0人)	60時間	7人	(7人)	0人	(0人)	60時間
港区	98人	(37人)	8人	(8人)	280時間	29人	(22人)	0人	(0人)	280時間
目黒区		(92人)		—	規定なし		(16人)		—	なし

表3 日本語指導の状況(2-1)

	特別の教育課程			日本語学級			
	導入 小学校数	導入 中学校数	備考(導入していない理由など)	日本語 学級	設置中学校数 (うち夜間)		備考
札幌市	0学校	0学校	指導協力者の派遣による「帰国・外国人児童生徒教育支援事業」を実施しており、派遣校では、個別の支援計画書を作成して、それに基づいた個別支援を行っている。この取り組みを基にした特別な教育課程の実施を検討中	0学級	0学級	(0学級)	
仙台市	5学校	2学校		0学級	0学級	(0学級)	
千葉市	0学校	0学校	日本語指導の担当教員の配置等、日本語指導の体制が整っていない	7学級	2学級	(0学級)	
さいたま市	2学校	3学校		0学級	0学級	(0学級)	
川崎市	20学校	3学校		0学級	0学級	(0学級)	
横浜市	—	—	対象者がいる全校に設置	35学級	24学級	(0学級)	国際教室
相模原市	13学校	3学校		13学級	3学級	(0学級)	
新潟市	19学校	12学校		0学級	0学級	(0学級)	
静岡市	2学校	1学校		0学級	0学級	(0学級)	
浜松市	33学校	22学校		0学級	0学級	(0学級)	
名古屋市	—	—		—	—		精査中または不明
京都市	54学校	18学校		0学級	0学級	(0学級)	
大阪市	96学校	64学校		0学級	0学級	(0学級)	
堺市	7学校	4学校		0学級	0学級	(0学級)	
神戸市	12学校	5学校		7学級	3学級	(2学級)	
岡山市	14学校	6学校		0学級	0学級	(0学級)	
広島市	4学校	4学校		0学級	0学級	(0学級)	
北九州市	11学校	8学校		0学級	0学級	(0学級)	

表3 日本語指導の状況(2-2)

	特別の教育課程			日本語学級		
	導入 小学校数	導入 中学校数	備考(導入していない理由など)	日本語 学級	設置中学校数 (うち夜間)	備考
福岡市	61学校	21学校		—	—	
熊本市	13学校	9学校		0学級	0学級 (0学級)	
足立区	0学校	1学校		0学級	0学級 (0学級)	
荒川区	0学校	0学校	授業中や放課後に支援を実施しているため	0学級	0学級 (0学級)	
板橋区	52学校	23学校		5学級	3学級 (0学級)	
江戸川区	—	—		4学級	7学級 (2学級)	
大田区	0学校	0学校	集中的な初期指導が必要な児童・生徒に対し、在籍校へ指導者を派遣し、年間80時間を上限とした派遣型日本語指導を実施。初期指導終了後の児童・生徒のうち希望者には小・中通算2年間を上限とする通級型日本語学級にて日本語指導を実施	3学級	2学級 (0学級)	
葛飾区	2学校	1学校		3学級	4学級 (3学級)	
北区	2学校	1学校		0学級	0学級 (0学級)	
江東区	0学校	0学校	日本語指導加配教員がない学校では、体制的に特別の教育課程を実施できない。日本語指導加配教員がいる学校(4校)は通常の教育課程に沿って児童・生徒が教育を受けられるよう各教室に入っている状況である	1学級	0学級 (0学級)	
品川区	15学校	5学校		1学級	0学級 (0学級)	
渋谷区	3学校	1学校		3学級	2学級 (0学級)	
新宿区	0学校	0学校	指導カリキュラム、評価方法などの環境整備が不十分	1学級	1学級 (0学級)	
杉並区	16学校	7学校		0学級	0学級 (0学級)	
墨田区	0学校	0学校	都の動向待ち	1学級	1学級 (1学級)	
世田谷区	0学校	0学校	帰国・外国人を対象とした補習学級(土曜教室、水曜教室)を設置しているため	—	— (2学級)	小学校:土曜日学級実施H30年度25回実施予定 中学校:水・土曜教室実施H30年度水曜27回、土曜25回実施予定
台東区	0学校	0学校		0学級	0学級 (0学級)	
中央区	0学校	0学校	語学指導員の配置等により、個別の指導に努めているため	0学級	0学級 (0学級)	

表3 日本語指導の状況 (2-3)

	特別の教育課程			日本語学級		
	導入 小学校数	導入 中学校数	備考 (導入していない理由など)	日本語 学級	設置中学校数 (うち夜間)	備考
千代田区	0学校	0学校	日本語指導員が巡回できめ細やかに指導しているため	0学級	0学級 (0学級)	
豊島区	0学校	0学校	特別な指導が必要な児童に対しては、各児童の状況に応じて個別具体的な教育課程の届出を各学校へ要望しているため	5学級	0学級 (0学級)	
中野区	0学校	0学校	在籍学級における学校生活の中で日本語等に慣れるようにしている。日本語指導が必要な場合は、取り出し指導の形でマンツーマンでの指導を受けている	0学級	0学級 (0学級)	
練馬区	0学校	0学校	「独自の日本語指導方法の有無」に示すような制度を設けているため	0学級	0学級 (0学級)	
文京区	0学校	0学校	日本語指導協力員による支援の充実を図っているため	0学級	0学級 (0学級)	
港区	2学校	1学校		3学級	2学級 (0学級)	
目黒区	11学校	6学校		0学級	0学級 (0学級)	

表4 非常勤指導員の状況(1-1)

	指導員の名称	児童生徒に対する日本語指導員の要否の判断	職務内容			
			取り出し授業	一斉授業内	放課後	その他
札幌市	札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業指導協力者	札幌市教育委員会が、指導協力者の所属している団体の推薦及び提出いただいた必要書類をもとに判断	・日本語指導 ・日本の習慣 ・保護者連絡			
仙台市	外国人子女等指導協力者	校長による判断	・日本語指導	・授業通訳	・日本語指導	
千葉市	外国人児童生徒指導協力員	指導協力員と、学校・保護者との話し合いによって判断	・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導 ・保護者連絡	・授業通訳		
	日本語指導通級教室講師	指導講師と、学校・保護者・教育委員会との面接によって判断(中学生のみを対象とする)(生徒は学校から「通級」で指導を受けに通う)	・日本語指導 ・教科指導		・日本語指導 ・教科指導	
さいたま市	日本語指導員	校長による判断	・日本語指導			
川崎市	日本語指導等協力者、学習支援員(中3対象)	保護者の要請により、総合教育センターが判断	・日本語指導 ・日本の習慣 ・母語指導 ・教科指導 ・保護者連絡	・授業通訳 ・保護者連絡	・保護者連絡	
横浜市	横浜市日本語講師	関係する教員が実態を確認した上で校長が判断し、指導の申請を行う(日本語講師の判断で指導を中止、行わない場合もある)(ブレクラス指導員等の判断で学校と協議の上、指導を中止する場合もある)	・日本語指導 ・日本の習慣 ・保護者連絡		・日本語指導	・研修講師
	ブレクラス指導員		・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導 ・保護者連絡			・ブレクラス運営に係る業務
	外国語補助指導員	学校長の判断	・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導 ・保護者連絡	・授業通訳 ・保護者連絡	・日本の習慣 ・母語指導 ・保護者連絡	・教育委員会から依頼する就学前教室などへの協力
	母語による初期適応・学習支援事業ボランティア	-	・日本の習慣 ・教科指導	・授業通訳	・日本の習慣 ・教科指導	
	学校通訳ボランティア事業	保護者を対象とした事業				・面談、家庭訪問等での通訳

表4 非常勤指導員の状況(1-2)

	指導員の名称	児童生徒に対する日本語指導員の要否の判断	職務内容			
			取り出し授業	一斉授業内	放課後	その他
相模原市	日本語巡回指導講師	学校長及び教育委員会	・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導			
	日本語指導等協力者	学校長及び教育委員会	・日本語指導 ・日本の習慣 ・母語指導 ・教科指導 ・保護者連絡		・家庭訪問・個人面談懇談会等での通訳	
新潟市	日本語指導協力員	校長判断を受け、市教委で判断	・日本語指導			
静岡市	日本語指導員	児童生徒の生育歴や家庭環境、学校生活の様子などから学校が判断し、保護者の了解を得て申し込む。予算内であれば学校からの申込には全て対応	・日本語指導 ・日本の習慣 ・母語指導 ・教科指導 ・保護者連絡	・授業通訳 ・保護者連絡		
	適応相談員	児童生徒の生育歴や家庭環境、学校生活の様子などから学校が判断している				保護者面談等の通訳
浜松市	外国人児童生徒就学支援員	編入・転入時に行う就学ガイダンスにてD L Aを行った結果や子供の学習歴・滞在歴から教育委員会(教育総合支援センター)が判断する。在籍後は学校関係者の判断	・日本の習慣 ・教科指導初期適応指導	・授業通訳	・保護者連絡 ・翻訳	家庭訪問 三者面談通訳
	外国人児童生徒就学サポーター		・日本の習慣 ・教科指導初期適応指導	・授業通訳	・保護者連絡 ・翻訳	・家庭訪問 ・三者面談通訳
	初期適応サポーター		・日本の習慣 ・教科指導初期適応指導	・授業通訳	・保護者連絡 ・翻訳	
	外国人児童生徒教科指導員		・教科指導		・教科指導	
名古屋市	母語学習協力員	在籍校の教員が日常の学校生活の状況から判断	・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導	・授業通訳	・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導 ・保護者連絡	
京都市	日本語指導ボランティア (但し、非常勤指導員として任用していない)	日本語指導ボランティアの場合は、各学校で要否を判断し、学校長が派遣を申請する。			・日本語指導	
大阪市	日本語指導協力者	児童の編入時に学校、保護者、教育委員会事務局担当者が協議し、日本語指導が必要かどうか判断している	・日本語指導 ・日本の習慣			
堺市	自立支援日本語指導員	学校長と教育委員会が児童生徒との面談により判断		・授業通訳 ・保護者連絡		

表4 非常勤指導員の状況(1-3)

	指導員の名称	児童生徒に対する日本語指導員の要否の判断	職務内容			
			取り出し授業	一斉授業内	放課後	その他
神戸市	子供多文化共生サポーター	前年度に就学情報を含め、調査をし、外国人の来日した日を基点に配置を行う。但し、県と人材を共有しているため、最終の配置は協議して行う	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 日本の習慣 母語指導 教科指導 	<ul style="list-style-type: none"> 授業通訳 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 保護者連絡 	
	外国人児童生徒等支援ボランティア	学校の要請により担当者が登録者に連絡を取り、配置事業を行う	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 日本の習慣 母語指導 教科指導 	<ul style="list-style-type: none"> 授業通訳 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 保護者連絡 	
岡山市	日本語指導支援員	校長による判断	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 			
広島市	日本語指導協力者	校長による判断	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 			
北九州市	日本語指導員	教育委員会において児童生徒と両親と面談	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 日本の習慣 教科指導 保護者連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 授業通訳 		
福岡市	日本語指導員	日本語指導コーディネーターと児童生徒の面談後、日本語能力の測定をし、学校長からの申請				
熊本市	日本語指導協力員	日本語指導センター校の日本語指導職員による面談	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 日本の習慣 教科指導 			
足立区	日本語指導員	所管課長が学校からの申請書や担当職員からの報告を受け判断	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 教科指導 			
荒川区	ハートフル日本語適応指導	校長が、保護者及び担任教員の要請を受け、児童生徒の実態に応じて判断する		*「一斉授業内」に○と回答		
板橋区	日本語適応指導員(中国語)	在籍校長より提出された派遣申請書に基づき、指導室長が決定し、指導員を派遣する	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 日本の習慣 保護者連絡 			
	ことば支援員			<ul style="list-style-type: none"> 授業通訳 保護者面談時の通訳 		
江戸川区	不明	校長による判断	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 日本の習慣 			
大田区	委託事業のため、非常勤指導員の配置はない	校長による判断	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導 			

表 4 非常勤指導員の状況 (1-4)

	指導員の名称	児童生徒に対する日本語指導員の要否の判断	職務内容			
			取り出し授業	一斉授業内	放課後	その他
葛飾区	日本語通訳	学校長が児童・生徒の日本語力を判断し、区へ申請する	・日本語指導 ・日本の習慣	・授業通訳 ・保護者連絡		
	日本語指導員	各学校の教員が判定基準に基づいて判断する	・日本語指導 ・日本の習慣	・授業通訳 ・保護者連絡	・教科指導	
	日本語支援員	各学校の教員が判定基準に基づいて判断する	・日本語指導 ・日本の習慣	・授業通訳 ・保護者連絡	・教科指導	
北区	日本語適応指導員	校長による判断	・日本語指導 ・日本の習慣	・授業通訳	・保護者連絡	
江東区	日本語指導員	校長からの申出により、教育委員会が判断	*「取り出し授業」に○と回答			
	中国語等専門員講師		*「取り出し授業」に○と回答			
品川区	該当なし (IWCへの委託)					
渋谷区	なし					
新宿区	委託事業 (委託契約：日本語サポート指導員)	学校長の要請に基づき指導または派遣	・日本語指導 ・母語指導 ・保護者連絡			
	委託事業 (委託契約：日本語学習支援員)	学校長の要請に基づき指導または派遣			・教科指導	
杉並区	国際理解担当	児童生徒の在籍校の担任教諭、保護者の申し出に基づき、校長が国際理解担当に指導要請書を提出し、国際理解担当者が児童生徒の観察、学校からの聞き取り等を行い、判断する	・日本語指導 ・日本の習慣		・日本語指導 ・日本の習慣	
	訪問・補充指導講師		・日本語指導 ・日本の習慣		・日本語指導 ・日本の習慣	
墨田区	日本語指導員	教育委員会で判断	・日本語指導			・児童・生徒在籍校との協働に向けたコーディネーター業務 ・支援員の業務調整
世田谷区	なし					
台東区	なし	学校長が必要と判断した場合、区の担当部署である教育支援館へ申請し、委託業者より講師を派遣する				
中央区						

表4 非常勤指導員の状況(1-5)

	指導員の名称	児童生徒に対する日本語指導員の要否の判断	職務内容			
			取り出し授業	一斉授業内	放課後	その他
千代田区	日本語指導員	学校が必要であるか判断 → 保護者・児童と面談 → 教育委員会へ申請・判	・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導		・日本語指導 ・日本の習慣 ・教科指導 ・保護者連絡	
豊島区	日本語初期指導員 (非常勤通訳職員)	各小中学校で判断し、通訳派遣の依頼を受ける	・日本語指導 ・保護者連絡	・授業通訳		
	通訳協力者(登録制、謝礼)	各小中学校で判断し、通訳派遣の依頼を受ける	・日本語指導 ・保護者連絡	・授業通訳		
中野区	日本語指導員	校長による判断	・日本語指導			
練馬区	日本語等指導講師 (非常勤職員ではなく協力員)	校長による判断	*「取り出し授業」に○と回答			
文京区	日本語指導協力員	本人並びに保護者、学校の希望を受け、学校より教育指導課に依頼する	・日本語指導 ・日本の習慣	・授業通訳		
港区	日本語適応指導員	保護者からの申請に基づき、校長が教育委員会に申請し、教育委員会が決定	・日本語指導 ・日本の習慣	・授業通訳		
目黒区	日本語指導員	学校長が日本語指導の必要があると判断した児童等について、教育委員会で日本語能力等の状況を調査したうえ決定する	・日本語指導			

表 4 非常勤指導員の状況 (2-1)

	指導員1人当たりの契約上の勤務時間	契約期間や更新	報酬
札幌市		年度更新	1回当たり交通費相当の謝金
仙台市		学校へ指導員決定を通知してから20回または30回の指導の終了、中学校の卒業または仙台市を離れるかのいずれかまで	1回当たりの報酬（交通費込、距離に応じて2種類）
千葉市	週5日又は2日	4月1日～3月31日 1年更新	週当たりの報酬（交通費別、日数に応じて2種類）
	週5日	4月1日～3月31日 1年更新	月当たりの報酬（交通費別）
さいたま市	週2日	4月1日～3月31日 任用のあったときから、年度末まで	時間給（交通費別）
川崎市	年72日	研修に参加して登録	時間給（交通費込）
横浜市	週20時間（最大）	4月4日～3月31日	時間給（交通費込）
	週20時間（最大）		時間給（交通費込）
	週20時間（最大）	4月5日～3月31日	時間給（交通費込）
	1回につき2時間以内	契約は行っていない	交通費一律支給
	1回につき2時間以内	横浜市国際交流協会に委託している。（4月1日から3月31日までの契約）	交通費一律支給

表 4 非常勤指導員の状況 (2-2)

	指導員1人当たりの契約上の勤務時間	契約期間や更新	報酬	登録人数
相模原市	月曜日から金曜日までの最大5日間、1回の勤務につき最大3時間	4月1日～3月31日 1年更新 再委嘱の限度4回まで	1回当たりの報酬(交通費込)	25人
	1日2時間	4月1日～3月31日 1年更新	児童生徒の学校生活支援・カンセリク:1回(2時間)当たりの報酬(交通費込) 保護者への支援(通訳):時間給(交通費込、最大2時間まで)	38人
新潟市	担当する児童生徒数 児童生徒の実態に応じた配当時間数による	5月1日～3月9日	時間給(交通費込)	13人
静岡市	日本語教室指導60時間 訪問指導10～15時間/ 児童生徒1人	4月1日～3月31日	時間給(交通費別)	20人
	特に規定はない	4月1日～3月31日	時間給(交通費別)	5人
浜松市	週30時間	4月2日～3月31日 1年更新	月当たりの報酬(交通費別)	14人
	週1～5時間 1日4時間	4月3日～9月30日 半年更新	時間給(交通費別)	38人
	週4～5時間 1日4時間	4月3日～3月15日 1年更新	時間給(交通費別)	*平成30年度新設事業
	週4～5時間 1日4時間	4月6日～3月15日 1年更新	時間給(交通費込)	
名古屋市	1日7時間	4月1日～3月31日	月当たりの報酬(交通費別)	30人
京都市	放課後の時間帯に原則1回あたり1時間、年間52回の指導が上限	年度毎に公益財団法人京都市国際交流協会に登録	交通費・教材費相当としての謝金	56人
大阪市	1日2時間	4月1日～3月31日 1年更新	時間給(交通費込)	17人
堺市	1日2時間	・年更新 任用のあった時から派遣予定回数終了まで	時間給	69人

表 4 非常勤指導員の状況 (2-3)

	指導員1人当たりの契約上の勤務時間	契約期間や更新	報酬	登録人数
神戸市	年3～59日 月1～3日 週1～4日 1日4時間	4月1日～3月31日	時間給（交通費込）	71人
	要望により、通訳・翻訳ならば6～12回、日本語指導の補助なら48～84回	4月1日～3月31日	1回（2時間）当たりの報酬（交通費なし）	229人
岡山市	週1日 1日2時間	1週当たり1日、1日当たり2時間の指導を20日間40時間行う期間	1日2時間当たりの報酬（交通費込）	9人
広島市	特になし	任用のあったときから、年度末まで	時間給（交通費込）	39人
北九州市	1日20時間以内 月20時間程度	4月1日～7月31日 9月1日～3月31日	時間給（交通費別、上限あり） 月当たりの報酬（交通費別、上限あり）	7人
福岡市	児童生徒1人に対し最大96時間	2年更新	時間給（交通費込）	129人
熊本市	1日2時間	4月1日～3月31日 1年更新	時間給（交通費込）	4人
足立区	週2回、1回あたり2時間	名簿登録制のため、契約期間を定めていない	時間給（交通費込）	61人
荒川区	年48日または48時間	1年更新	月当たりの報酬（交通費込） 初期指導の場合（登録制）：時間給 留学生の場合：1日当たりの報酬	71人
板橋区	週3日 1日4時間	任用日から当該年度末まで。 ただし会計年度ごとに更新可能	1日当たりの報酬（交通費別）	1人
	児童・生徒1人につき20回まで	なし	1回当たりの報酬（交通費込）	85人
江戸川区	1日2時間が多いが学校の判断で1時間の場合もある	児童・生徒1人につき80時間	時間給（交通費込）	0人
大田区	委託事業のため規定なし	委託事業のため規定なし	委託事業のため規定なし	不明

表4 非常勤指導員の状況(2-4)

	指導員1人当たりの 契約上の勤務時間	契約期間や更新	報酬	登録人数
葛飾区	年32日	特になし	時間給(交通費込)	27人
	週4日	特になし		
	特になし 上限1日5時間	特になし	時間給	
北区	週6時間	3か月間の派遣をし、必要があれば3か月の延長(合計6か月間)	時間給(交通費込)	41人
江東区	年180日、1日6時間	1年更新	月当たりの報酬(交通費別)	2人
	事業者との講師派遣 契約		事業者との講師派遣契約	不明
品川区				
渋谷区				
新宿区	1日2~4時間	4月2日~3月31日	時間給(交通費込、委託料)	委託事業のため区は実績を把握していない
	1日2~時間	4月2日~3月31日	時間給(交通費込、委託料)	委託事業のため区は実績を把握していない
杉並区	年192日	4月1日~3月31日	月当たりの報酬(交通費別、東京都非常勤職員)	4人
	対象児童生徒の指導 時間に合わせ依頼	対象児童生徒の指導時間に 合わせ依頼する	時間給(交通費込)	15人
墨田区	月30時間 週4日 1日8時間	4月1日~3月31日 任用開始日から最初に迎える3 月31日まで	月当たりの報酬(交通費別)	3人
世田谷区				
台東区				不明
中央区				

表 4 非常勤指導員の状況 (2-5)

	指導員1人当たりの 契約上の勤務時間	契約期間や更新	報酬	登録人数
千代田区	年187日	1年更新	月当たりの報酬 (交通費別)	3人
豊島区		4月1日～3月31日 1年更新	月当たりの報酬 (交通費込)	1人
			時間給 (交通費込)	28人
中野区		任用のあった時から30時間の 指導終了まで ※30時間の指導終了後、更に 指導を要する場合は、30時間 を加えて指導することができる (1人当たり、60時間を上 限)	時間給 (交通費込)	33人
練馬区		2年更新	時間給 (交通費込)	93人
文京区		有償ボランティアのため、随 時	時間給 (交通費込)	20人
港区		定めていない	時間給 (交通費込、初期と中期で2 種類)	31人
目黒区		任用のあった時から最初に迎 える3月31日まで	時間給 (交通費込) ※別途、書類の作成等に係る加算あ り	20人

表 4 非常勤指導員の状況 (3-1)

	要件	募集方法等		指導員に対する研修
		指導員の準備体制	募集方法	
札幌市		常時準備（登録制）	NPO等からの紹介 （札幌子ども日本語クラブ）	
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等の言葉を話すことができ、かつ日本語を話せること 平日の午前9時から午後5時の間で活動できること 	常時準備（登録制）	（公財）仙台観光国際協会からの紹介	
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童生徒に対する学校生活への適応指導、学習指導に必要な能力がある人材の内、本事業の主旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者。 学校教育に携わるのに必要な熱意と識見を有している者。 	必要に応じて	原則として公募であるが、その都度の状況による	
	<ul style="list-style-type: none"> 教員免許 日本語指導の経験を有する者 日本語指導に関する専門的な知識・技能を用いて、日本語指導を必要とする生徒へ支援が行える者 教育に熱意があり、生徒に親身になって対応できる者 	必要に応じて	原則として公募であるが、その都度の状況による	
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> 教員免許 日本語指導の経験を有する者 地方公務員法第16条各号の欠格条項に該当しない者 	常時準備（登録制）	公募（広報誌、HP）	新規登録者等に対する日本語指導員の身分及び服務等について、3月に研修を実施。外部講師による講義（講和）を4月に実施
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力、日本語教育の技術や経験 	常時準備（登録制）		日本語指導等協力者へ年4回研修を行っている
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> 満65歳まで 英語以外の1言語能力 日本語教師資格 日本語教育の指導経験がある（指導形態等は不問） 	常時準備（直接雇用）	公募（広報誌、市教委HP）	合同会議年4回、日本語指導者養成講座（希望者のみ）
	<ul style="list-style-type: none"> 満65歳まで 小・中・高いずれかの教員免許及び学校での指導経験 	常時準備（直接雇用）	公募（広報誌、市教委HP）	
		常時準備（直接雇用）	配置校で選定	
	<ul style="list-style-type: none"> 契約なし 	常時準備（直接雇用）	NPO等からの紹介 （各国際交流ラウンジ、Me-net）	
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア本人とは契約していない 	常時準備（直接雇用） 業務委託	業務委託	派遣時に留意すべき点や実践練習についての研修

表4 非常勤指導員の状況(3-2)

	要件	募集方法等		指導員に対する研修
		指導員の準備体制	募集方法	
相模原市	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育能力検定試験の合格者 教員免許 日本語教師養成講座の受講を修了した者 	常時準備(登録制)	公募(広報誌、HP)	日本語巡回指導講師・日本語指導等協力者との合同連絡会(4月) 日本語巡回指導講師・日本語指導等協力者・国際教室担当者を対象とした研修(外部講師を招聘:6月) 日本語巡回指導講師・日本語指導等協力者・国際教室担当者を対象とした研修(1月)
	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育能力検定試験の合格者 教員免許 日本語教師養成講座の受講を修了した者 	常時準備(登録制)	公募(広報誌、HP)	
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> 教員免許 日本語教師養成講座の受講を修了した者 	常時準備(登録制)	公募	日本語指導方法についての共有
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教師養成講座の受講を修了した者 	必要に応じて	公募(広報誌)	年に1回。 DLAの実施について党、その都度内容が違う。
	<ul style="list-style-type: none"> 適応相談員はその言語で相談が可能な者 	必要に応じて		
浜松市	<ul style="list-style-type: none"> 翻訳・通訳能力 漢字の読み書き、翻訳・通訳 外国人児童生徒就学支援員経験、通訳経験(考慮事項) 	必要に応じて	公募(広報誌、HP、ハローワーク)	初期適応研修(年間7回)
	<ul style="list-style-type: none"> 翻訳・通訳能力 漢字の読み書き、翻訳・通訳 外国人児童生徒就学支援員経験、通訳経験(考慮事項) 	必要に応じて	公募(広報誌、HP、ハローワーク)	初期適応研修(年間7回)
	<ul style="list-style-type: none"> 翻訳・通訳能力 漢字の読み書き、翻訳・通訳 外国人児童生徒就学支援員経験、通訳経験(考慮事項) 	必要に応じて	公募(広報誌、HP、ハローワーク)	初期適応研修(年間7回)
	<ul style="list-style-type: none"> 教員免許 	必要に応じて		JSL研修など
名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> 母語や日本語について、正確に内容を伝えられること 	常時準備(登録制)	公募(広報誌)	年4回
京都市	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導に関する資格を有する方、もしくは、指導経験がある方 	常時準備(登録制)		<ul style="list-style-type: none"> 毎年4月に日本語指導ボランティアガイダンスを開催、指導に係る講義やグループ交流を実施(希望制) 日本語指導担当教員向けの研修会にも年間数回参加可能(希望制)
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教師養成講座において420時間以上の教育を受けている者 日本語教育能力検定試験に合格している者 日本語指導に携わった経験がある方 	必要に応じて	公募(市教委)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市の施策について 低学年児童を指導することの重要性や指導方法について 派遣先校での動き方について
堺市	<ul style="list-style-type: none"> 母語と日本語の二言語に堪能 	常時準備(登録制)	公募(広報誌、市教委HP)	年1回4月に実施。 指導員としての心構えや指導方法、教材等についての研修

表4 非常勤指導員の状況 (3-3)

	要件	募集方法等		指導員に対する研修
		指導員の準備体制	募集方法	
神戸市	・母語能力 ・日本語能力	常時準備（登録制）	公募（市教委）	県のサポーター研修会に参加を促している。実践講義や交流会など
	・母語能力 ・日本語能力	常時準備（登録制） 必要に応じて	公募（市教委）	
岡山市	・日本語検定1級 ・許運免許	常時準備（登録制）		
広島市	・①から③のいずれかを満たす者 ①日本語教育能力検定試験に合格した者 ②学校などにおいて日本語指導の経験がある者、学校教育法に基づく大学若しくは短期大学又は専修学校で、日本語教育に関する専門課程を修了した者 ③日本語教師養成講座420時間を受講した者、学校などにおいて日本語指導の経験がある者	常時準備（登録制）	公募	外部講師による講話を年1～2回実施
北九州市	・対象の言語を第一言語としている者	必要に応じて		月に一度、会議における研修や情報交換
福岡市	①～③のいずれかを満たす人 ①大学で日本語教育を専攻または副専攻して修了した人 ②民間団体等が主催する日本語教師養成講座を修了した人 ③日本語教育能力検定試験に合格した人	常時準備（登録制）	公募（市教委HP）	日本語指導担当教員、日本語指導員による実践発表、グループ意見交換会を入れた研修会を年1回実施
熊本市	・日常会話程度の中国語・英語・韓国語等が話せること	常時準備（登録制）	公募（市教HP）	日本語指導者の指導力向上及び各日本語教室における指導の均一化を図るため、日本語指導者研修会を実施している。日本語指導事業の連絡協議会において、学識経験者として委員を務めていただいている大学の教授に講師をお願いしている
足立区		常時準備（登録制）		
荒川区		常時準備	公募（広報誌、HP）	
板橋区	・中国語能力 ・日本の大学又は大学院において教育に関する学部を卒業	常時準備（非常勤職員）	公募	
	・母語について、日常会話・通訳ができる者	常時準備（登録制）	公募	
江戸川区	・区の契約ではないので、資格要件はない	必要に応じて（学校が探す）		
大田区	・委託事業	委託事業		委託事業

表4 非常勤指導員の状況 (3-4)

	要件	募集方法等		指導員に対する研修
		指導員の準備体制	募集方法	
葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> 日本の学校制度等について、十分な理解を得ていること 通訳を必要とする言語に堪能で、学校の指導内容や本人及び保護者からの相談事項等が相互に正確に伝えられること 児童等の心情を理解し、親身になって相談に応じられること 	常時準備（登録制）	保護者の知り合いの紹介	東京外国語大学等で実施されているDLA研修会への参加。 講師を招いての日本語指導についての講演会
北区	<ul style="list-style-type: none"> 児童と外国語で会話ができること 上記に該当しない者でも、日本語指導の経験を考慮し、任用することがある 	常時準備（登録制） 必要に応じて	公募（HP）	<ul style="list-style-type: none"> 〇講義・演習を通じた研修 「DLA（外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント）について」 「ことばの教室から学ぶ日本語指導」 「北区の外国人在住の動向について」
江東区	<ul style="list-style-type: none"> 幼児・児童又は生徒に対する日本語の指導並びに学校生活及び社会生活への適応指導に豊かな実務経験を有すること。人格が温厚で、識見が高く教育に関する高い情熱を有すること 必要とする外国語及び日本語に堪能な者 指導を必要とする児童・生徒の母国及び日本の生活習慣を身につけている者 外国人の場合は、日本で就労できる在留資格を有する者 学校教育に理解のある者 	必要に応じて	長期間にわたって同一人物を任用しているため、募集は近年行っていない	
品川区				
渋谷区				
新宿区		入札（委託仕様書に基づく）	入札（委託仕様書に基づく）	研修は仕様書に基づき委託事業者が行う
		委託先の基準による	委託先の基準による	
杉並区		常時準備（登録制）	都教育委員会に配置依頼	
		常時準備（登録制）	都非常勤教員として杉並区で日本語指導を行っていた教員	
墨田区			公募（HP）	
世田谷区				
台東区		委託事業	委託事業	
中央区				

表 4 非常勤指導員の状況 (3-5)

	要件	募集方法等		指導員に対する研修
		指導員の準備体制	募集方法	
千代田区			公募 (HP)	なし
豊島区				
中野区		学校から派遣申請があった際に、中野区国際交流協会に指導員派遣を依頼する	区内大学からの紹介 (東京大学)	
練馬区		常時準備 (登録制)	公募 (広報紙、HP)	
文京区		常時準備 (登録制)	公募 区内大学からの紹介 (東京大学)	
港区		常時準備 (登録制)	民間業者からの紹介 (日本語普及協会、テンプル大学)	
目黒区		常時準備 (登録制)	募集は行っておらず、協定先から推薦を受けた者の中から適任と判断した者	日本語教育コーディネーター (教育委員会所属) による指導・助言

むずびにかえて

本報告は、さいたま市議会議会局が実施した「外国人児童生徒等に対する日本語指導についての調査」を、支援活動の現場から分析・考察したものである。貴重な調査結果を活用するにあたってご尽力いただいたさいたま市議の高柳俊哉氏に、この場を借りて深く感謝申し上げたい。元学校教員でもある高柳市議には、お忙しいなか、調査結果の検討会議にもご参加いただき、貴重なご意見等をいただいた。

当初は、2019年の公表を目指していたが、目の前の子どもたちが直面するさまざまな課題に日々取り組むことに追われ、加えて2020年には、コロナ禍での活動という新たな課題への対応を迫られ、結果の公表が大幅に遅れてしまった。

報告をまとめるなかで出てきた自治体格差、予算措置、学び方を選べる体制づくりなどの課題については、検討を重ねており、いまだ結論にいたっていない。まずは、中間報告として、アンケート結果を公表し、こうした課題については、コロナ禍の状況も含め、改めて2021年度中に最終報告として、まとめることにした。

最終報告とりまとめに向けて、全国の現場から、ご意見等いただければ幸いである。

4 特別の教育課程について

項 目	小学校	中学校
導入している学校数	校	校
特別の教育課程を受けている児童生徒数	人	人

4-2 特別の教育課程を導入していない場合、その理由について御記入ください。

5 特別の教育課程以外の日本語指導について

項 目	小学校	中学校
日本語学級の設置数	学級	学級 (うち夜間学級 学級)
日本語学級に在籍している児童生徒数	人	人 (うち夜間学級 人)
日本語学級担当教員数	人	人
自治体独自の日本語指導の方法の有無	あり・なし (ありの場合、5-2へ)	あり・なし (ありの場合、5-2へ)

5-2 NPO等への委託など、独自の方法をとられている場合、具体的に御記入ください。

6 非常勤指導員について（指導員について、複数の体制をとられている（契約条件等が異なる）場合は、書式をコピーしていただき、制度ごとにそれぞれ記入をお願いします。）

(1) 指導員の名称

(2) 児童生徒に対する日本語指導員の要否の判断（だれが、どのように行っているのか）

(3) 職務内容（該当するものすべてを選んでください。）

a. 取り出し授業 →日本語指導、日本の習慣を教示、母語指導、教科指導、保護者連絡、
その他（ ）

b. 一斉授業内 →授業内容の通訳、保護者連絡、その他（ ）

c. 放課後 →日本語指導、日本の習慣を教示、母語指導、教科指導、保護者連絡、
その他（ ）

d. その他

(4) 指導員1人当たりの契約(任用)上の勤務時間(該当するものすべてを選んでください。)

- a. 年間 () 日 / 時間 (いずれかに○をしてください。)
- b. 1月当たり () 日 / 時間
- c. 1週当たり () 日 / 時間
- d. 1日当たり () 時間
- e. その他

(5) 契約(任用)期間(該当するものすべてを選んでください。)

- a. () 月 () 日 から () 月 () 日 まで
- b. () ごとに更新
- c. その他

(6) 報酬(賃金)(該当するものすべてを選んでください。)

- a. 無報酬(ボランティア)
- b. 交通費のみ 一律 () 円
実費(限度額: 1日 / 月 () 円)
- c. 有給(交通費込) 時給 / 月給 () 円
- d. 有給(交通費別途) 時給 / 月給 () 円
- e. その他

(7) 指導員事業(制度)の運営予算等について

事業(制度)及び所管課名	
平成28年度決算額	円
平成29年度予算額	円
平成30年度予算額	円

(8) 平成 29 年度の事業実績

a. 指導員登録人数		人				
【言語別内訳(上位5位)】	①	語	人	④	語	人
	②	語	人	⑤	語	人
	③	語	人			
b. 指導員稼働人数(のべ人数)		人				
【言語別内訳(上位5位)】	①	語	人	④	語	人
	②	語	人	⑤	語	人
	③	語	人			
c. 指導員配置学校数	小学校	校	中学校	校		
d. 指導を受けた児童生徒数	小学校	人	中学校	人		
【言語別内訳(上位5位)】	①	語	人	④	語	人
	②	語	人	⑤	語	人
	③	語	人			
【国籍地域別内訳(上位5位)】	①		人	④		人
	②		人	⑤		人
	③		人			

(9) 契約(任用)に当たっての資格・要件(該当するものすべてを選んでください。)

- a. なし
- b. 年齢 (具体的に)
- c. 母語(外国語)能力 (具体的に)
- d. 日本語能力 (具体的に)
- e. 国籍 (具体的に)
- f. 資格の有無 (具体的に)
- g. 日本語教育の技術や経験 (具体的に)
- h. その他

(10) 指導員の募集方法等(該当するものすべてを選んでください。)

①指導員の準備体制

- a. 常時準備している → 登録制 ・ その他

()

- b. 必要になった場合に、その都度探している

- c. その他

②指導員の募集方法

- a. 公 募 (掲載媒体:)
- b. 民間業者からの紹介 (業者名:)
- c. NPO等からの紹介 (NPO等名:)
- d. その他

(11) 指導員に対する研修

- a. 実施している (以下に具体的に御記入ください。)

- b. 実施していない

7 貴自治体における、日本語指導に関する課題・検討事項等があれば、御記入ください。

○ 調査は以上です。御協力ありがとうございました。

「外国人児童生徒等に対する日本語指導についての調査」（中間報告）

発行日 2021年1月31日（多文化共生センター東京ホームページ 掲載日）

発行 認定 NPO 法人 多文化共生センター東京
〒116-0002 東京都荒川区荒川4丁目19-1 2F

Tel&Fax : 03-6807-7937

Email : info@tabunka.or.jp

Web Site : <https://tabunka.or.jp/>



調査プロジェクト：加藤 千秋 鈴木 江理子 栢木 典子 福田 和久